政令第百二十二号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「医療法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人」を「法人（国及び地方公共団体を除く。以下この条において同じ。）」に改め、同条第七号中「（国及び地方公共団体を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同条に次の一号を加える。

八　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者である法人

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百二十三号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第四十七条第四項及び第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第二中「警視庁には」を「警視庁に」に改め、「一人を」の下に「、大阪府警察本部に、大阪府警察本部長を助け、大阪府警察本部の事務を整理する職として副本部長一人を」を加える。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、二七四人
青森県	二、二六五人
岩手県	二、〇九六人
宮城県	三、六三九人
秋田県	一、九二〇人
山形県	一、九五五人
福島県	三、二二七人
茨城県	四、七二五人
栃木県	三、三二三人
群馬県	三、三四六人
埼玉県	一一、一五九人
東京都	四二、四二六人
千葉県	九、五一四人
神奈川県	一五、〇五七人
新潟県	四、〇六七人
山梨県	一、六四一人
長野県	三、三三四人
静岡県	六、一〇四人
富山県	一、九一〇人
石川県	一、九四二人
福井県	一、七〇〇人
岐阜県	三、四一七人
愛知県	一三、一〇〇人
三重県	二、九八一人
滋賀県	二、一九八人
京都府	六、三五六人
大阪府	二〇、七三八人
兵庫県	一一、五七二人
奈良県	二、四二三人
和歌山県	二、一一〇人
鳥取県	一、二〇〇人
島根県	一、四八六人
岡山県	三、四〇二人
広島県	五、〇〇五人